

◀◀ 理容所・美容所の営業者変更の手続き ▶▶▶

営業者を変更する場合は、以下のいずれかの手続きが必要です。(法人の合併、吸収、分割を除く)

1. 新規の届出 + 既存の届出の廃止

- ・既存の理(美)容所と同じ場所で、新たに理(美)容所の開設の手続きをするものです。
- ・既存の理(美)容所については、前経営者による廃止の手続きが必要です。
- ・書類を提出した時点ですぐに営業ができるわけではありません。

2. 相続承継による変更

- ・相続権がある方に経営を引き継ぐものです。
- ・従業員が変更になる場合は別途変更の手続きが必要です。
- ・被相続人がお亡くなりになった場合に適用できます。
- ・個人から個人への承継のみ可能です。

3. 事業譲渡による変更

- ・相続に関係なく、新たな営業者に経営を引き継ぐものです。
- ・従業員が変更になる場合は別途変更の手続きが必要です。
- ・個人、法人問わず譲渡することができます。
- ・個人経営の場合、譲渡人がお亡くなりになった場合は適用できません。

注 意

相続や譲渡は**営業者を変更**するものであり、従業員を変更したりリフォームしたりする場合は**別途変更届が必要**になります。

		1. 新規	2. 承継	3. 譲渡
①届出書の種類		開設届	相続承継届	譲渡承継届
②届出者		変更後の営業者	変更後の営業者	変更後の営業者
③届出のタイミング		事前	事後	事後
必要書類等	④被相続人のすべての戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し	—	○	—
	⑤承継すべき相続人以外の相続人全員の同意書 <small>相続人が2人以上いる場合のみ</small>	—	○	—
	⑥営業の譲渡が行われたことを証する書類	—	—	○
	⑦当該理(美)容所の開設検査確認通知書 (原本の提示)	—	—	○
	⑧理(美)容師免許証 (原本の提示) <small>免許証氏名が旧姓のままの場合は、氏名変更履歴がわかるもの(運転免許証、戸籍謄本等)も提示</small>	○	○ <small>(変更がある場合)</small>	○ <small>(変更がある場合)</small>
	⑨従事する理(美)容師についての医師の診断書(結核、伝染性皮膚疾患) <small>医師の印又は署名があるものであって、発行後3ヶ月以内のもの</small>	○	○ <small>(変更がある場合)</small>	○ <small>(変更がある場合)</small>
	⑩管理理(美)容師の管理講習会修了証書 (原本の提示 + コピーの提出) <small>理(美)容師としての従事者が常時2名以上の場合、管理理(美)容師が必要</small>	○	○ <small>(変更がある場合)</small>	○ <small>(変更がある場合)</small>
	⑪理(美)容所の平面図 <small>設備等の配置や、部屋の寸法を記入 (裏面の例を参照)</small>	○	—	○
	⑫理(美)容所周辺の地図 <small>駐車場の有無を記入</small>	○	—	○
	⑬外国人が開設の届出をする場合は、住民票の写し <small>国籍等が記載されているものに限る</small>	○	—	○
	⑭検査手数料 17,400円 <small>現金のみ</small>	○	—	—
	⑮現地調査	○	—	○
	⑯確認通知書の発行	○	— <small>(※1)</small>	— <small>(※1)</small>

※1 **確認通知書は再発行しません。** 確認を受けたことを証する書類が必要な場合は**営業証明書(350円)**を別途発行します。

◀◀◀ 理(美)容師免許や管理(理)美容師修了証の書換え等 ▶▶▶

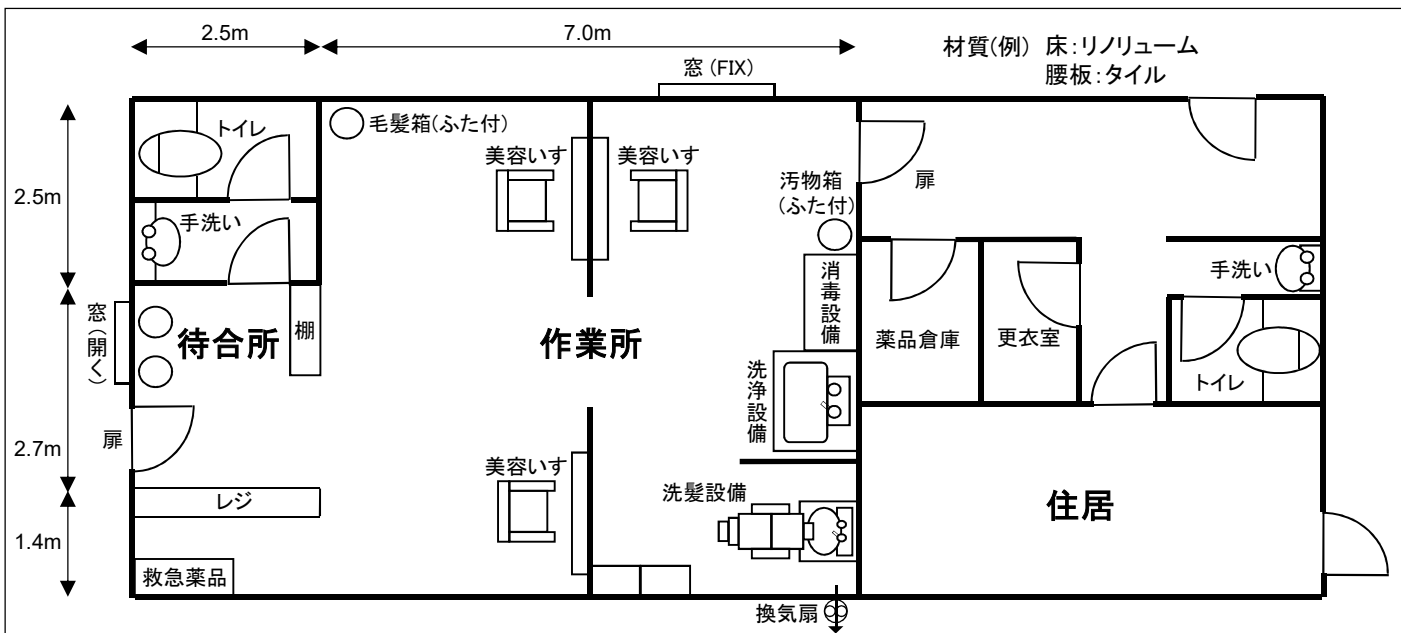
理(美)容師は、厚生労働省に登録されている情報に変更があった場合(転居による本籍地の都道府県の変更、婚姻等による氏名変更)には手続きが必要です。

手続きは厚生労働大臣の指定登録機関で行うこととなりますので、以下の連絡先までお問合せください。

- 【手続き】・本籍又は氏名を変更した場合(書換え)
 ・紛失した場合(再交付)

【連絡先】(公財)理容師美容師試験研修センター本部
 〒151-8602 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8F)
 TEL: 03-5579-6878
 ホームページ: <https://www.rbc.or.jp>

◀◀◀ 平面図の記載例 ▶▶▶



浜松市保健所 生活衛生課

中央区(三方原地区を除く)

〒432-8550 浜松市中央区鴨江2-11-2

TEL: 053-453-6112

FAX: 050-3385-7161

浜松市保健所 浜北支所

中央区の一部(三方原地区)、浜名区、天竜区

〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢3000

TEL: 053-585-1398

FAX: 053-585-3671